

宿日直手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月26日

岩手県人事委員会

委員長 渡辺正和

岩手県人事委員会規則第4号

宿日直手当に関する規則の一部を改正する規則

宿日直手当に関する規則（昭和36年岩手県人事委員会規則第22号）の一部を次のように改正する。

改正前				改正後			
別表第1（第3条関係）				別表第1（第3条関係）			
宿日直勤務の区分		通常の宿日直勤務	5時間未満の宿日直勤務	宿日直勤務の区分		通常の宿日直勤務	5時間未満の宿日直勤務
職員の区分				職員の区分			
[略]				[略]			
第2条第1項第5号に該当する職員	福祉総合相談センター又は児童相談所に勤務する職員	7,400	3,700	第2条第1項第5号に該当する職員		6,100	3,050
	上記以外の職員	6,100	3,050				
[略]				[略]			
別表第2（第3条関係）				別表第2（第3条関係）			
職員の区分		手当額		職員の区分		手当額	
[略]				[略]			
第2条第1項第5号に該当する職員	福祉総合相談センター又は児童相談所に勤務する職員	11,100		第2条第1項第5号に該当する職員	9,150		
	上記以外の職員	9,150					
[略]				[略]			
備考 改正部分は、下線の部分である。							

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。